

平成30年度

行政監査の結果に関する報告

(監査期間：平成30年10月15日から平成31年3月28日まで)

〔 準公金の取扱いについて 〕

平成31年3月29日提出

郡山市監査委員

30郡監査第847号

平成31年3月29日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市教育委員会
郡山市選挙管理委員会
郡山市農業委員会

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

平成30年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

行政監査の結果に関する報告

目 次

第1	準拠基準	1
第2	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の着眼点	1
6	監査の主な実施内容	1
7	監査の実施場所及び日程	2
第3	監査の結果	2
1	事前調査	3
2	実査	9
3	まとめ	10
4	改善を要する事項（指摘事項）	11
第4	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	12

凡 例

- 1 表中に用いた比率は、百分率で、原則として小数点以下第2位を四捨五入して表示した。
- 2 構成比（％）は、合計が100.0となるよう一部調整した。

平成30年度 行政監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

準公金の取扱いについて

3 監査の目的

準公金の取扱いについては、市の公金でないため法令等の適用外であり、財務上の審査等を受けることがなく、リスクの高い事務である。

準公金は適正に管理されていなければならない、管理上の問題があれば、公金と同様、市政に対する信用失墜の影響は大きいものである。

このため、準公金の取扱状況を確認し、準公金の適正かつ効率的な事務の執行及び事故の未然防止に資することを目的とした。

4 監査の対象

(1) 対象事務

平成30年度に市が関係する各種団体で市職員が兼務により従事している団体の事務

(2) 対象部局

全部局

5 監査の着眼点

- (1) 会計規程等の制定状況
- (2) 内部チェック機能の状況
- (3) 出納簿等の作成状況
- (4) 決算及び監査の実施状況
- (5) 現金、通帳等の保管方法
- (6) 管理責任者の設置状況

6 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、市が関係する各種団体で市職員が兼務により従事している団体の事務に関する調査票及び関係書類の提出を求め、書類の調査を行うとともに、関係職員からの聞き取り調査を行った。

また、準公金の取扱状況等を確認するため、22団体を対象に実査を行い、必要に応じて関係職員への質問を行った。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

ア 監査 監査委員室

イ 実査 富田行政センター 安積行政センター 三穂田行政センター
逢瀬行政センター 片平行政センター 喜久田行政センター
日和田行政センター 富久山行政センター 湖南行政センター
熱海行政センター 田村行政センター 西田行政センター
中田行政センター 橘地域公民館 小山田地域公民館 安積公民館
三穂田公民館 喜久田公民館 富久山公民館 田村公民館 中田公民館

(2) 日程

ア 監査 平成30年10月15日から平成31年3月28日まで

イ 実査 平成31年1月10日、11日、15日、16日

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

平成31年3月28日

第3 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

1 事前調査

(1) 調査方法

平成30年度に市が関係する各種団体で市職員が兼務により従事している団体(以下「準公金団体」という。)の事務を所管する所属に対し、調査票を送付し回答を求めた。

(2) 調査結果

ア 準公金取扱の団体数について

	団体数	割合(%)
本庁	47	12.5
行政センター	129	34.3
公民館	200	53.2
計	376	100.0

イ 設立年及び事務従事開始年について

	設立年		事務従事開始年	
	団体数	割合(%)	団体数	割合(%)
昭和50年以前	63	16.8	41	10.9
昭和50年～63年	81	21.5	59	15.7
平成元年～	55	14.6	55	14.6
単年度のみ	148	39.4	145	38.6
不明	29	7.7	76	20.2
計	376	100.0	376	100.0

ウ 団体規約の制定状況

	団体数	割合(%)
有	359	95.5
無	17	4.5
計	376	100.0

エ 団体の種類について

	団体数	割合(%)
公共団体で組織する団体の事務局	17	4.5
行事の実行組織	151	40.2
地域団体	161	42.8
農業・商業・工業等の奨励団体	5	1.3
市事務事業に関連する外郭団体	28	7.5
その他	14	3.7
計	376	100.0

オ 事務従事者数

	団体数	割合(%)
1人	69	18.4
2人	45	12.0
3人	41	10.9
4人	142	37.8
5人	34	9.0
6人～10人	40	10.6
11人～	5	1.3
計	376	100.0

カ 決算規模について

	団体数	割合(%)
不明	3	0.8
未確定	5	1.3
10万円未満	36	9.6
10万円以上50万円未満	171	45.5
50万円以上100万円未満	79	21.0
100万円以上200万円未満	49	13.0
200万円以上	33	8.8
計	376	100.0

キ 繰越額について

	団体数	割合(%)
なし	167	45.4
10万円未満	115	31.4
10万円以上50万円未満	62	16.8
50万円以上100万円未満	16	4.3
100万円以上200万円未満	6	1.6
200万円以上	2	0.5
計	368	100.0

(注 カ 決算規模：不明3団体、未確定5団体を除く。)

ク 繰越の比率について

	団体数	割合(%)
なし	167	45.4
10%未満	61	16.6
10%以上30%未満	87	23.6
30%以上50%未満	36	9.8
50%以上	17	4.6
計	368	100.0

(注 カ 決算規模：不明3団体、未確定5団体を除く。)

ケ 団体会則等以外の事務処理及び事務決裁の規程状況

	事務処理規程		事務決裁規程	
	団体数	割合(%)	団体数	割合(%)
有	37	9.8	50	13.3
無	339	90.2	326	86.7
計	376	100.0	376	100.0

コ 市からの財政援助(補助金・負担金)等について

	団体数	割合(%)
有	274	72.9
無	102	27.1
計	376	100.0

サ 財政援助の割合について

	団体数	割合(%)
10%未満	16	5.9
10%以上30%未満	93	34.6
30%以上50%未満	73	27.1
50%以上70%未満	28	10.4
70%以上90%未満	26	9.7
90%以上	33	12.3
計	269	100.0

(注 カ 決算規模：未確定5団体を除く。)

シ 準公金の保管方法について

	団体数	割合(%)
預金通帳	329	88.7
預金通帳、金庫	35	9.4
金庫	7	1.9
計	371	100.0

キャッシュカードを作成している団体はない。

(注 補助金等交付未決定1団体、地域管理4団体を除く。)

ス 現金を所持する場合の具体的内容

- ・会員会費納入時や各種事業費の支払い 360団体

(注 振込み 11団体を除く。)

セ 現金の所持日数について

最長日数	団体数	割合 (%)
1日以内	238	66.1
2日	31	8.6
3日	49	13.6
5日	1	0.3
7日	28	7.8
14日	8	2.2
1か月	3	0.8
その他	2	0.6
計	360	100.0

すべての団体で、金庫、鍵付キャビネ、鍵付機にそれぞれ保管されている。

ソ 通帳及び印鑑の保管者状況

	団体数	割合 (%)
同一保管者	62	17.0
別保管者	302	83.0
計	364	100.0

タ 通帳及び印鑑の保管場所状況

	団体数	割合 (%)
同一保管場所	114	31.3
別保管場所	250	68.7
計	364	100.0

通帳と印鑑の保管者が同じで、通帳と印鑑の保管場所も同じ団体が59あり。

チ 金券類の種類について

	団体数	割合 (%)
切手	218	58.0
はがき	3	0.8
切手、はがき	57	15.1
無	98	26.1
計	376	100.0

ツ 郵便切手等受払簿の作成状況

	団体数	割合 (%)
有	272	97.8
無	6	2.2
計	278	100.0

テ 金庫のダイヤル（テンキー）の番号認識者数について

	団体数	割合 (%)
1人	1	0.5
2人	37	18.0
3人以上	168	81.5
計	206	100.0

ト 鍵の保管場所認識者数について

	団体数	割合(%)
1人	1	0.3
2人	41	11.8
3人以上	305	87.9
計	347	100.0

ナ 出納簿の整備状況

	団体数	割合(%)
有	366	99.5
無	2	0.5
計	368	100.0

(注 補助金等交付未決定1団体、地域管理7団体を除く。)

ニ 収入支出の意思決定書類について

	団体数	割合(%)
事前	204	55.3
事後	46	12.4
収入は事後、支出は事前	118	32.0
その他	1	0.3
計	369	100.0

(注 地域管理7団体を除く。)

ヌ 会計事務に関する所属長等による定期的な確認について

	団体数	割合(%)
毎月	186	50.6
3か月以内	11	3.0
半年以内	11	3.0
1年以内	56	15.2
毎回	102	27.7
その他	2	0.5
計	368	100.0

(注 補助金等交付未決定1団体、地域管理7団体を除く。)

ネ 事務従事の根拠又は経緯について

※ 複数回答	団体数	割合(%)
法令等	4	1.0
団体事務事業を円滑にする	310	80.9
市職員が会長になっている	3	0.8
市職員があて職になっている	16	4.2
団体等の育成が必要	6	1.6
団体からの依頼	2	0.5
不明	18	4.7
その他	24	6.3
計	383	100.0

ノ 市職員への事務費等の支出状況

	団体数	割合(%)
旅費・日当	24	6.4
支出しない	352	93.6
計	376	100.0

ハ 市職員への超過勤務対応状況

	団体数	割合(%)
市 費	348	92.6
そ の 他	2	0.5
支出しない	26	6.9
計	376	100.0

ヒ 監査規程及び監査の実施状況

	監査規程		監査の実施	
	団体数	割合(%)	団体数	割合(%)
有	330	87.8	358	95.5
無	46	12.2	17	4.5
計	376	100.0	375	100.0

(注 補助金等交付未決定1団体を除く。)

2 実査

事前に依頼した調査表を基に、準公金の取扱状況等を確認するため 22 団体を対象に実査を行った。

現金・通帳・通帳印鑑・団体印については、それぞれ適切に管理されていた。また、金券等についても、受払簿と一致しており、市郵券と混在なく適切に管理されていた。

ただし、出納簿を作成していないのが 2 団体、決裁前に払戻を行っていたのが 1 団体、私費で購入後、支出事務を行っていたのが 4 団体、市の郵券を一時借用しているのが 1 団体あった。

施錠されない机に鍵を保管しているのが 2 団体、金庫が窓口から見える場所に設置されているのが 6 団体あった。

監査委員実査写真（実査日：平成31年 1月16日）



3 まとめ

(1) 会計規程等の制定状況

- ・多くの団体において、準公金の取扱いに関する基準やマニュアルなどの会計規程が定められていなかった。

(2) 内部チェック機能の状況

- ・通帳から払戻し後に支出事務を行った団体があった。
- ・私費で購入後、支出事務を行った団体があった。

(3) 出納簿等の作成状況

- ・おおむね作成されていたが、一部で現金出納簿がなく、通帳のみで管理している団体があった。

(4) 決算及び監査の実施状況

- ・団体の会計を担当していて決算書を作成せず、監査も受けていない団体があった。

(5) 現金、通帳等の保管方法

- ・通帳と届出印を担当職員が一括して管理している団体が多数あった。また、同じ場所に保管している団体も多数あった。
- ・郵便切手等受払簿を整備していない団体があった。
- ・市の郵券を一時借用している団体があった。
- ・金庫が窓口から見える場所に設置されている団体があった。

(6) 管理責任者の設置状況

- ・会計事務に関する所属長等の確認が行われており、管理責任者の設置は認められた。

ただし、所属長等の定期的な確認が行われていない団体があった。

4 改善を要する事項（指摘事項）

(1) 支出事務について

支出の意思決定行為を支出後に行っていた。

団体の支出の意思決定行為を経る前に、通帳から払戻しを行っていた。

安積行政センター

(2) 契約事務について

物品の調達が適切でなかった。

私費で物品を購入した後、団体の支出事務を行っていた。

三穂田行政センター

喜久田行政センター

田村行政センター

中田行政センター

(3) 収納事務について

現金等出納簿を作成していなかった。

団体の現金を収納し保管する際に、現金等出納簿等を作成していなかった。

日和田行政センター

(4) 財産管理事務について

郵券の調達が適切でなかった。

市会計の郵券を一時借用し、所掌する事務に使用后、団体郵券を調達していた。

田村公民館

(5) その他の事務について

決算書を作成せず、監査も受けていなかった。

団体の会計を担当して決算書を作成せず、監査も受けていなかった。

日和田行政センター

西田行政センター

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

監査の結果、準公金を取扱う団体事務の件数は376件で、決算総額は13億596万9千円となっている。

準公金の取扱いについては、公金ではないことから、地方自治法及び郡山市財務規則の適用がなく、リスクが生じる可能性が高い。

団体事務における会計事務は、団体活動の事業遂行に必要なものであるが、紛失や盗難等の事故や不祥事が発生した場合、信用失墜等の影響は公金である場合と同様であり、管理上の問題があればその責任を問われることとなる。

準公金の取扱いは、公金と同様に透明性の確保や事故防止への注意義務などにより、適正に管理しなければならない。

今回、多くの団体において、事務処理がおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の団体に、準公金の取扱いについての認識と会計事務への理解が不足している面も見受けられ、改善を要する不備な点があった。

市職員の団体への事務従事については、施策推進上、市が関与しなければ事業の遂行が困難であるなど、真に必要であるか等の観点から総合的に判断する必要がある。

また、事務局運営を担う場合には、内部けん制機能の充実・強化を図るため、組織内部のチェック体制の確立について、統括する所属を明確にするとともに、統一的な取扱い基準を早急に策定されたい。

併せて、適正な事務執行と安全管理が確保されるよう、指導の徹底に努められたい。

以下、着眼点ごとに、改善を要すべき事項と併せて検討されたい。

1 会計規程等の制定状況

多くの団体において、準公金の取扱いに関する基準やマニュアルなどの会計規程が定められていなかった。

準公金を取扱う場合、実際の事務処理の流れを明確にした会計規程を定め、適切な事務処理に努められたい。

2 内部チェック機能の状況

意思決定行為を経ることなく支出業務を行うことは、準公金である団体の資金と私費との区別が不明確になるおそれがあり、不適正な事務処理を招く可能性が高くなる。

出納の手続きに際しては、複数職員による確認と上司の決裁の義務付け等、実務上の観点から改善され、内部けん制が働く体制を確立されたい。

事務従事者数が1人の団体においては、事件・事故防止の観点から複数担当の配置を徹底させ、相互けん制を図ることによりチェック体制を強化されたい。

また、所属長等においては、会計事務の遅延や不適切な処理が生じないよう、決裁行為を適正に行うとともに、支出調書と出納簿及び預金通帳の定期的な照合確認を徹底されたい。

3 出納簿等の作成状況

出納簿は、収入の状況やその用途を明らかにし、現金を適正に管理するためのもので、収入及び支出の経過を帳簿で記録することは、会計事務の基本である。

作成していない団体は、早急に作成し、適正な会計事務を行われたい。

4 決算及び監査の実施状況

団体の会計を担当して決算書を作成せず、監査も受けないことは、会計事務として不適切であり、会則の整備と併せて適正な処理をされたい。

5 現金、通帳等の保管方法

現金の保管は、事務等の都合により、金融機関への入金がどうしても困難な場合などの一時的な場合に限ることを前提として、可能な限り避けられたい。

また、預金通帳及び届出印は、内部けん制及び防犯上の観点から、施錠可能な別々の場所に保管し、その鍵も別々に管理され、担当職員だけでなく、所属長を含めた複数の職員で管理されたい。なお、金庫においては、窓口から見えない場所に設置することが望ましい。

切手は金券であり、郵便切手等受払簿を整備していない団体があったので、早急に整備し、適正に管理されたい。